

## 令和8年度座間市市営東原住宅跡地の有効活用方法に係るサウンディング型市場調査実施要領

現在使用していない市営東原住宅跡地の有効活用に向け、サウンディング型市場調査を実施します。なお、本件については、貸付けを前提として活用の検討を行います。

### サウンディング型市場調査とは

サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）は、事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキームなどに関して、民間事業者との対話によりさまざまなアイデアや意見等を把握する調査のことです。

行政側は事業の実現可能性や、市場として参入しやすい条件、活用に向けたアイデアなどを把握でき、また、事業者側は行政の運営方針や考え方を事前に確認できるほか、事業者としての考え方を直接伝えることができるなどの利点があります。

## 1 実施の目的

このサウンディングは未利用地等の有効活用に向け、活用を希望する民間事業者や団体と直接対話することにより、希望者の意見や新たな提案を把握し、市有地の有効活用の可能性と、今後の事業の検討を進展させるための情報収集を目的としています。

本調査の結果をもとに、当該市有地の活用等に向けた手続きの開始を予定しています。

## 2 サウンディングの概要

### (1) 調査名称

令和8年度座間市市営東原住宅跡地の有効活用方法に係るサウンディング型市場調査

### (2) 対象地及び施設 ※詳細は物件調書をご確認ください。

地番 座間市東原一丁目6 1 3 6 番地5

地積 1, 4 1 6. 9 1 m<sup>2</sup> (実測)

### (3) 調査テーマ

- ① 当該土地の民間活用の可能性について
- ② 当該土地の貸付期間や賃料などの条件について
- ③ 市への要望、事業化した際の留意点等について

## 3 サウンディングの流れ

### (1) 参加申込み

本要領公表日から令和8年6月1日（月）午後1時までに別紙1「サウンディング参加申込みシート」及び別紙2「対話参加者一覧」を資産経営課まで持参、郵送またはメールにて提出してください。

### (2) 現地見学会の開催

現地施設等の見学を希望される場合は事前に別紙1「サウンディング参加申込みシート」にて申込みしてください。日程を調整の上、個別に対応します。なお、現地までの送迎はありませんので、各自参集してください。

### (3) 対話の実施

- ① 参加申込み時の希望日程により設定させていただきますが、他参加者と重複する場合は、日程を調整させていただきます。
- ② 対話の際、必要となる資料がある場合は、当日持参してください。

- ③ 対話時間は1時間程度を予定しています。
- ④ 必要に応じて2回目の対話を設定させていただく場合があります。

#### (4)対話結果の公表

対話の結果については、市公式ホームページにおいて公表します。ただし、参加者独自の技術や手法、固有の権利に係る部分は非公開とさせていただきますので、公表内容の調整、確認作業の協力をお願いします。

| 本調査の予定内容             | 日 程                                       |
|----------------------|---|
| 実施要領の公表              | 令和8年5月11日（月）                              |
| 参加申込み受付              | 実施要領の公表日から令和8年6月1日（月）まで                   |
| 現地見学<br>※申込みに応じて随時実施 | 令和8年5月21日（木）から<br>令和8年5月28日（木）まで（土日祝日を除く） |
| 対話の実施及び質疑応答          | 令和8年6月2日（火）から6月5日（金）まで                    |
| 対話の実施（2回目：必要に応じて）    | 令和8年6月中旬                                  |
| 実施結果の公表              | 令和8年6月下旬以降                                |

## 4 参加条件等

### (1) 参加資格

- ①法人格を有さない共同体等の参加を認めますが、個人の参加は認めません。なお、複数の事業者で構成される場合は、代表する事業者を選任してください。
- ②本市の競争入札参加資格登録の有無に関わらず参加できます。ただし、登記関係の証明書、決算書及び受注実績等を確認させていただく場合があります。

### (2) 留意事項

- ①サウンディングは、公募条件等を検討するための予備的調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。そのため、その後の事業者公募の内容が、サウンディングで提案された内容を強く反映された内容であっても、当該提案を行った事業者が選定されるとは限りません。
- ②サウンディングへの参加実績は、事業者選定の際に優位性を持つものではありません。双方の発言は、あくまでもサウンディング時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。
- ③サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ④サウンディングの実施結果の概要について、本市ホームページで公表します。
- ⑤参加事業者の名称は公表しませんが、業種については公表させていただきます。
- ⑥参加事業者のノウハウに配慮し、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 5 問合せ先・書類提出先

座間市財務部資産経営課財産管理係 担当 山田・中里  
 〒252-8566  
 住 所：座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
 電 話：046-252-7801（直通）  
 F A X：046-255-3550  
 メール：kanzaika@city.zama.kanagawa.jp